

令和3年4月15日14時00分  
資料配布 近畿地方整備局

整備局が発注した工事等を有識者委員が審議した結果を公表します。  
～令和2年度「入札監視委員会」の開催結果～

令和2年度 第1, 2四半期(4月～9月)発注の工事、業務、物品・役務から委員により抽出された案件について「入札監視委員会」で審議されましたので、その結果を別紙及びホームページで公表します。

令和2年度入札監視委員会(第2回)定例会議」結果の公表

○別紙 「審議概要」 のとおり

○近畿地方整備局のホームページ

[https://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/watchdog\\_commission/ol9a8v000001mhy5.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/watchdog_commission/ol9a8v000001mhy5.html)

<参考>開催の概要

「定例会議(第一部会)」(河川・道路・公園・営繕など) 令和3年3月26日(金)14:00～  
審議総件数 = 10件(工事=6件、業務=3件、物品・役務=1件)

「定例会議(第二部会)」(港湾・空港など) 令和3年3月4日(木)15:00～  
審議総件数 = 7件(工事=3件、業務=3件、物品・役務=1件)

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ  
神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

【第一部会】 TEL:06-6942-1141 (代表) 9:15～18:00

主任監査官 <sup>もとやしき</sup>本屋敷(内線2114) 総務部契約管理官 <sup>たなか</sup>田中(内線2222)

企画部技術開発調整官 <sup>つつみ</sup>堤(内線3120)

【第二部会】 TEL:078-391-7576 (直通) 8:30～17:15

総務部契約管理官 <sup>みやべ</sup>宮部(内線6311) 総務部経理調達課長 <sup>ながい</sup>永井(内線6310)

近畿地方整備局 入札監視委員会（令和2年度第一部会第2回定例会議）審議概要（案）

開催日及び場所	令和3年3月26日（金） 大阪合同庁舎第1号館 第一別館 2階 大会議室					
委員 （五十音順） （敬称略）	泉 克幸（関西大学 教授）・（今回抽出担当） 神田 彰（公益社団法人関西経済連合会 理事） 木村 亮（京都大学大学院 教授） 清滝 ふみ（近畿大学 教授） 高橋 司（勝部・高橋法律事務所 弁護士）・（第一部会長）					
審議対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和2年9月30日					
抽出案件	総件数10件（工事6件、業務3件、物品・役務1件）					
契約方式	件数	件名	契約日	契約業者名	契約金額	
工 事	一般競争入札 （WTO対象）	1件	足羽川ダム本体建設（第1期）工事	R2.7.31	清水・大林特定建設工事共同企業体	13,777,500,000
	一般競争入札 （WTO対象外）	4件	第五管区海上保安本部（泉佐野）第二庁舎新築等建築工事	R2.7.27	大鉄工業(株)	349,800,000
			瀬田川洗堰耐震対策工事	R2.6.22	(株)内田組	125,400,000
			守口共同溝他機械設備修繕工事	R2.5.7	近畿設備(株)	243,100,000
			電気通信設備整備工事	R2.7.20	西菱電機(株)	144,100,000
随意契約	1件	大野油坂道路天頭谷橋下部工他工事	R2.5.14	(株)辻広組	363,000,000	
業 務	簡易公募型競争入札	1件	西舞鶴道路今田北地区他地質調査業務	R2.9.7	(株)エイト日本技術開発	27,225,000
	簡易公募型プロポーザル	2件	大和川環境特性調査業務	R2.4.13	(株)建設環境研究所	26,774,000
			里山調査維持管理業務	R2.4.16	ニュージェック・環境緑地設計研究所設計共同体	29,656,000
役務及び物品	一般競争入札	1件	令和2年度河川情報精度監視業務	R2.4.1	一般財団法人河川情報センター	1,005,400,000
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問			回 答		
	別紙のとおり			別紙のとおり		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし					

意見・質問	回答
<p><b>【報告事項】</b></p> <p>■ 四半期毎の発注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に質問なし。</li> </ul> <p>■ 指名停止措置の運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に質問なし。</li> </ul> <p>■ 談合情報等の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明書の交付を受けずに参加申請書の提出があった場合の全社への事情聴取については、非効率だと思うので、当該業者は調査無しで参加資格なしと判断すればよいのではないかと。</li> </ul> <p>■ 再度入札における一位不動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に質問なし。</li> </ul> <p>■ 低入札調査対象工事・業務の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に質問なし。</li> </ul> <p>■ 一者応札の発注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>■ 不調・不落の発注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数少ない応札者の中、せっかく応札してくれる会社には、結果的に受注できなくても、加点点評価等のインセンティブを与えてもよいのではないかと。</li> </ul> <p>■ 高落札率の発注状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に質問なし。</li> </ul> <p>・報告については了承とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全社で示し合わせて談合等の行為を行っていることも考えられるので、疑義の有無をしっかりと調査する必要があると判断している。</li> <li>・不調不落対策として、維持修繕工事等への参加を促すため、社会的条件の厳しい工事について「社会条件評価工事」として指定して発注し、完成した企業に対しては、以降の工事の総合評価において加点する取り組みを、令和2年1月公告工事から試行している。</li> </ul>

【審議】

■抽出案件結果報告

■抽出案件説明及び審議

● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象)

(足羽川ダム本体建設 (第 1 期) 工事)

- ・各者とも難しいテーマに対して頑張って技術提案をしたと感じている。また、技術提案評価型の総合評価落札方式のシステムが有効に働いた入札であり、教科書に載せても良いような事例だと思う。

- ・本件は了承とする。

● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(第五管区海上保安本部 (泉佐野) 第二庁舎新築等建築工事)

- ・入札辞退や入札無効が多いように思うが、何か特段の事情があるのか。

- ・入札保証金の納付を行わなかった事による入札無効の者があるが、どういうことか。

- ・入札保証金は現金での納付となるのか。

- ・本件は了承とする。

● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(瀬田川洗堰耐震対策工事)

- ・コリンズ実績による対象者数は 47 者あり少ないと

- ・入札手続期間中に他の工事を受注するなどにより技術者の配置を変更される場合がある。建築工事は民間工事も多いため、一般土木工事に比べ少し多いと考えられる。

- ・このケースは、単に失念していたためである。

- ・入札保証金は、現金による納付もできるが、保証会社による保証を受けることも可能である。

- ・規模は問わず幅広い実績で対象者は多いのだが、堰

<p>は思わないが、何故一者応札なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域要件を滋賀県内の企業に限定するのは何故か。</li> <li>・細かい作業が多く面倒くさい工事だが、よく受注してくれたと思う。そういう者に対して評価点を加算するのは、とても良いシステムである。</li> <li>・本件は了承とする。</li> </ul> <p>● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (守口共同溝他機械設備修繕工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者が一者であるが、コリンズ実績による対象者数も、そもそも10者しかない。</li> <li>・チャレンジ型の効果は如何か。チェックはしているのか。</li> <li>・本件は了承とする。</li> </ul> <p>● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外) (電気通信設備整備工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格算出のための見積の聴取は、一者応札だから行うのか。</li> <li>・以前も同社による施工実績があるのか。</li> <li>・本件は了承とする。</li> </ul>	<p>を可動させながらの工事であり、また、堰の構造も複雑であり、水中での施工も必要であることから、難しい工事と判断されたのではないかと推測する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般土木Cの工事の場合、地域バランスを考慮し、一般的に県内企業を参加対象範囲としている。</li> <li>・この工事は、不調不落対策である社会条件に配慮した工事である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械チャレンジとして配置予定技術者の工事経験を必要としないなど、資格の要件を広げているが厳しい状況である。</li> <li>・入札手続が全て完了した後に、入札説明書をダウンロードしたが入札に参加しなかった者に対して、その理由について事情を聞く場合がある。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札の場合だからではなく、複数者の応募がある場合においても、全社から見積を取り、決定した歩掛等を全社に提示することになる。</li> <li>・他工事で同種の実績がある。</li> </ul>
---	--

● 6. 随意契約

(大野油坂道路天頭谷橋下部工他工事)

- ・一般競争が不調になり随意契約に移行しているが、条件を変えて再度競争に付すのではなく、随意契約する理由は。
- ・他の機関ではよく行っているが、違う形でやり直しても時間だけがかかり、また不調となり、結局何度も何度もやり直すこととなるので好ましくない。事業を円滑に進めるためには、本工事の手続は良い選択だと思ふ。
- ・何年か前から福井県内では、技術者の確保が難しいと聞いているが、現時点でも同様か。
- ・本件は了承とする。

● 7. 簡易公募型競争入札方式

(西舞鶴道路今田北地区他地質調査業務)

- ・特に質問なし。
- ・本件は了承とする。

● 8. 簡易公募型プロポーザル方式

(大和川環境特性調査業務)

- ・評価テーマにアユの遡上などをターゲットにするのであれば、配置予定技術者の資格要件について、その専門的な経験や能力が必要であると思うが。
- ・評価テーマに対する技術評価点の高い受注者以外の2者は通常予想できる内容の提案であり、もっと勉強するべきであると思う。

・事業工程や予算状況、現場状況等を考慮し計画している。工程、工事規模、施工内容の組み替えが出来ず速やかな契約が必要であるので、随意契約に移行した。

・北陸新幹線による影響のピークは越えたとも聞いているが、足羽川ダム工事など他の大規模事業もあり厳しい状況は続いているものの、その中で着実に執行している。

・技術者の資格要件として、技術士の「建設部門」だけでなく「環境部門」も対象としている。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は了承とする。</li> <li>● 9. 簡易公募型プロポーザル方式 (里山調査維持管理業務)</li> <li>・業務の内容において、大学との連携とは。</li> <li>・受注者と大学との関係はあるのか。</li> <li>・本件は了承とする。</li> <li>● 10. 一般競争入札方式 (令和2年度河川情報精度監視業務)</li> <li>・金額が大きい契約であるが、何故一者応札なのか。</li> <li>・技術評価点と価格評価点の関係は。何か特別なルールがあるのか。</li> <li>・企業の参加資格要件において、求める同種業務の実績が特定の法人名との関連を思われる可能性もあることから、「情報の精度監視に係る業務」とするなど考えてみては如何か。</li> <li>・本件は了承とする。</li> <li>・審議事項についてはすべて了承とし、審議については終了とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県立大学との連携を行っている。</li> <li>・契約に紐付くような関係は無い。</li> <li>・業務の規模が膨大であり、大人数の技術者を4月1日から確保するのが難しいと思われる。今後は、出来るだけ早い時期に公告するなど条件緩和に努めたいと考える。</li> <li>・一般的なルールとして、それぞれ60点換算としている。</li> <li>・価格評価点は、入札金額が予定価格に近ければ近いほど低くなる。</li> </ul>
---	--

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 令和2年度第2回審議概要

開催日及び場所	令和3年3月4日（木） 神戸地方合同庁舎 6階 局議室（WEB会議）	
委員	大辻 俊介（大辻公認会計士事務所、DCT税理士法人 公認会計士・税理士） 澗 圭吾（神戸大学大学院法学研究科教授 第二部会長） 森川 英典（神戸大学大学院工学研究科教授 今回抽出担当者） （五十音順）	
審議対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和2年9月30日	
審議事項	総件数	（備考）
①抽出案件	7件	[抽出件名]
<工事>		
一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）	1件	・大阪港北港南地区航路・泊地（-16m）等浚渫工事
一般競争入札方式 （政府調達協定適用対象外）	1件	・和歌山下津港海岸（海南地区）船尾南護岸等築造工事
一般競争入札方式 （政府調達協定適用対象外）	1件	・柴山港柴山地区外防波堤（西）基礎工事
<業務>		
簡易公募型プロポーザル方式	1件	・姫路港広畑地区岸壁（-14m）等事業効果検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・和歌山下津港海岸（海南地区）内海護岸等施工方策検討業務
簡易公募型競争入札方式	1件	・大阪湾における海域環境改善施策等モニタリング調査
<物品役務>		
一般競争入札方式	1件	・大阪港灯浮標等保守点検
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不働状況報告 ⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑥一者応札の発生状況報告 ⑦不調・不落の発生状況報告 ⑧高落札率の発生状況報告	（備考） ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（政府調達協定適用対象）</p> <p>「大阪港北港南地区航路・泊地(-16m)等浚渫工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定JVとは何でしょうか。</li> <li>・ 参加資格要件に客観点数が950点以上とございますが、この数字は何か意味のある数字なのでしょう。</li> <li>・ 今回の参加申請者は全者客観点数が950点を大きく超える点数の企業ではございますが、950点という設定で品質確保の観点は大丈夫でしょうか。</li> <li>・ 客観点数につきましては、企業の実績等の企業の評価のみによって算出されるものでしょうか。</li> <li>・ 技術提案の評価基準に関して、「履行の確実性」とは過去の実績に基づいて評価するのでしょうか。</li> <li>・ 新たな技術提案の内容とは、今までにない内容として新しい技術提案という意味でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の工事の施工を目的に2者又は3者の企業により工事毎に構成される企業体を意味します。</li> <li>・ 本省より資格要件に関する点数が明示されておりますので、それに従って950点以上と設定しております。</li> <li>・ 資格要件につきましては、客観点数のみならず、工事の難易度も考慮の上判断しておりますので、品質確保の面は問題が無いと考えております。</li> <li>・ 港湾等浚渫工事における客観点数につきましては、企業の実績に基づく点数の外、船舶の保有状況も点数の加算要素として含まれております。</li> <li>・ 過去の同種工事につきましても、考慮要素には入っておりますが、新たな技術提案を基に履行の確実性を判断しております。</li> <li>・ 本工事にて新たに申請者より提案された内容という意味です。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（WTO対象外）</p> <p>「和歌山下津港海岸（海南地区）船尾南護岸等築造工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術提案の評価について◎+と評価することはございますでしょうか。</li> <li>・ 20点はかなり高いレベルということであり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に優れた技術提案につきまして◎+をつける事となっておりますが、6段階評価の6（満点）はかなり高いレベルを想定しておりますので、満点評価することは少なくなっております。</li> <li>・ オーバースペックについては近畿地方整備局港湾</li> </ul>

<p>ますが、オーバースペックになるおそれはないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案がオーバースペックに該当すると判断した場合、「-」と評価され、0点となるのでしょうか。</li> <li>・では、申請者側からすると優れた提案とオーバースペックとなる提案は紙一重で有り、オーバースペックと判断され0点となってしまうリスクを避けるため、無難な提案をするに留まってしまうため、業者に対する萎縮効果に繋がるのではないのでしょうか。</li> <li>・技術提案によって大きな差が生じないということになりますと、技術者評価と価格によって差をつけるしかないですね。</li> </ul>	<p>空港部HPにて公表をしておりますので、申請者にはその点を留意の上で提案を頂いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その通りです。</li> <li>・その一面もあるかと思えます。</li> <li>・はい。</li> </ul>
---	---

意見・質問	回答
<p><b>3. 一般競争入札方式（WTO対象外）</b> <b>「柴山港柴山地区外防波堤（西）基礎工事」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回入札参加者は2者ですが、過去に2者以上が参加していることはございますでしょうか。</li> <li>・データベースによる競争参加有資格者対象数が45者とありますが、入札参加業者は2者しかいないことについてどうお考えでしょうか。</li> <li>・新規参入のために工事内容や要件等で工夫を行うことは難しいでしょうか。</li> <li>・他の評価点については、2者間に差が生じているにもかかわらず、施工体制評価点については2者共に30点満点となっていることにつきまして、理由がございましたらご教授下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の同一工事に関しましては5者の参加申請がございました。</li> <li>・データベース上は45者の対象者を確認したものの、実際に本件工事に対する意欲のある者は少なく、加えて専門性が要求されているため、新規業者の参入が難しいと考えられ、その結果入札参加業者が2者となったものと考えております。</li> <li>・難しいと考えております。</li> <li>・施工体制評価点につきましては、開札後に各入札参加者へヒアリングを実施しており、そこで問題がないと認められた場合は30点をつけておりますため、2者共に30点満点という結果となりました。</li> </ul>

意見・質問	回答
<p><b>4. 簡易公募型プロポーザル方式</b></p>	

「姫路港広畑地区岸壁（-14m）等事業効果検討業務」

- ・業務件名に「岸壁等」とありますが、本業務は岸壁のみを対象としているのでしょうか。
- ・本業務の内容についてご教授下さい。
- ・建設費用は含まれておりますでしょうか。
- ・技術提案書提出要請者の特定結果につきまして、3者とも評価テーマ1の点数と評価テーマ2の点数が同じとなっておりますが何か理由がございますでしょうか。
- ・技術提案内容の要約を行った資料につきまして、落札者の提案内容が他者に比べて多く記載されておりますが、提案内容に項目数の制限はございませんか。  
また、落札者は提案内容が多く記載されており、かつ評価点が高いため、提案について書けば書くほど点数が高くなるということでしょうか。
- ・技術提案に対する評価としてX～Z者の3名が行っておりますが、3名の間に具体的な評価基準などはございますか。
- ・評価者間、企業間で評価点に差異が生じることでより良い評価へ繋がると考えておりますが、いかがでしょうか。

- ・本業務は、姫路港広畑地区の岸壁、臨港道路広畑線及び網干沖線を含めた姫路港広畑地区全体の事業を対象としております。
- ・姫路港における当局の事業効果によって、どの程度輸送費の削減や輸送時間の短縮等便益が発生するのかについて、事業コスト等比較・検討するものでございます。
- ・B/Cのコストに含まれております。
- ・評価テーマ1と評価テーマ2は全く異なったものを設定しておりますので、全く別のものとなっております。  
今回の評価結果の点数につきましては、偶然同じ点数となったものであり、特に理由等はございません。
- ・本資料につきましては、技術提案の内容を要約したものでございますので、箇条書きで提案の要旨を表現しております。  
提案につきましては、2つのテーマについて求めています。そのテーマに対する提案・意見を書けば書くほど点数が高くなるということはありません。
- ・基準としましては、資料にも記載しております評価の着目点に基づいて評価を行っております。  
なお、所内でも評価が3者間で2つ以上離れたものがある場合は評価者間で確認を行っております。
- ・ご意見の通りです。

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型競争入札方式 「和歌山下津港海岸（海南地区）内海護岸等施工方策検討業務」</p>	

<p>・本業務の評価について、落札者と入札参加者との間に50点以上の差がついていますが、こういった事例はよくあることでしょうか。</p> <p>・技術提案の内容で大きく差が生じたと考え、企業の提案任せのような状態が生じているということでしょうか。</p> <p>・落札者と入札参加者の提案内容で差がついた部分に関してご教授下さい。</p>	<p>・本業務の評価につきましては、予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに対する技術提案をそれぞれ評価してその合計点を評価点として算出しております。</p> <p>今回の評価結果につきましては、上記3項目で全て落札者が入札参加者と比較して高い点数をとっておりますのでこのような点数差が開いております。</p> <p>・今回に関しましては技術者表彰の部分で既に20点近く差が生じておりますので、完全に技術提案の内容のみで差が生じたとは考えておらず、企業の提案任せにはなっていないと考えております。</p> <p>・入札参加者の技術提案に関しましては、標準的な内容を提案していたに過ぎなかったのですが、落札者の提案内容に関しましては、FLIP解析による流出渠延伸部の耐震性能照査に関する提案を高く評価をしており、標準的な内容とは一線を画した内容となっております。</p>
---	---

意見・質問	回答
<p><b>6. 簡易公募型競争入札方式</b> 「大阪湾における海域環境改善施策等モニタリング調査」</p> <p>・本業務の評価について、落札者と入札参加者との間に40点以上の差がついていますが、こういった事例はよくあることでしょうか。</p> <p>・本業務の技術提案で差がついた部分に関してご教授ください。</p>	<p>・本業務の評価につきましては、予定技術者の経験及び実施方針等をそれぞれ評価してその合計点を評価点として算出しております。</p> <p>今回の評価結果につきましては、予定技術者の経験で20点の差がついており、また技術提案に関しましても20点近くの差がついておりますので結果的にこのような点数差が開いております。</p> <p>・落札者の業務理解度、重要事項の指摘とその対応について高く評価しております。具体的には、調査地点の状況に応じた精度の高い現地調査と窪地の特徴に応じた整理と取りまとめを行っていた点を目的、条件、内容を正しく理解していたとして高く評価しております。</p>

意見・質問	回答
<p><b>7. 一般競争入札方式</b> 「大阪港灯浮標等保守点検」</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例年 1 者入札ですか。</li> <li>・ 今回 1 者のみの入札となった理由につきましてご教授下さい。</li> <li>・ 幅広く業者が参加できるように、参加要件を緩和する余地はございませんか。</li> <li>・ 本業務の落札率が低い理由についてご教授下さい。</li> <li>・ 本業務は低入札価格調査の実施を行っていませんが、理由をご教授下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去 5 年は 2 者入札が多く、その 2 者のうちどちらかが落札しておりました。</li> <li>・ 入札説明書のダウンロードを行った業者は落札業者を含め 2 者であったのですが、もう 1 者へのヒアリングを行った所は、技術者の体調不良により業務が請け負えないとの報告があり、結果 1 者入札となっていました。</li> <li>・ 可能な限り前広に業者が参加出来るように、現状既に業務実施のための最低限の要件（標識灯の点検業務実績）しか設定しておりませんので、これ以上の緩和措置は困難な状況でございます。</li> <li>・ 本件は価格競争であり、入札価格のみにより落札者が決まることから、落札率が低いのは入札業者の企業努力によるものと思われます。 また以前、今回の落札者は価格競争で落札出来なかったことがあることもまた、落札率が低くなった要因かと思われます。</li> <li>・ 低入札調査は、予定価格が 1, 0 0 0 万円を超える案件が対象となり、本件は対象外のため、調査基準価格は設定しておらず、またそれに基づく低入札価格調査は実施していません。（予算決算及び会計令第 8 4 条）</li> </ul>
--	---

意見・質問	回答
<p><b>8. 【報告事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発注状況報告</li> <li>② 指名停止措置の運用状況報告</li> <li>③ 談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</li> <li>④ 再度入札における一位不動状況報告</li> <li>⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</li> <li>⑥ 一者応札の発生状況報告</li> <li>⑦ 不調・不落の発生状況報告</li> </ul> <p>・ 不調・不落の発生件数につきまして、道路ではかなり頻繁に発生しているところ、港湾では少ないですが、通常この程度の発生率でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 高落札率の発生状況報告</li> </ul>	<p>・ 統計的に不調・不落の発生率が何%であるかというデータはございませんが、港湾での発生率は道路に比べて低いと認識しております。</p>

<p>・役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧に関して、落札率が100%となっている理由についてご教授下さい。</p> <p>・つまり落札率というのは、表記上このように表現しているという事でしょうか。</p>	<p>・物品役務の場合は事前に業者より現場実態に基づく「見積り」と、公表しており標準的な歩掛りである「積算基準」の2つをもとに積算を行い、予定価格を算出しているため、業者側もその双方の数値を把握しており、「見積り」で積算を行っている部分があるため、積算額と入札額に乖離が生じにくくなっており高落札率となったのではないかと考えております。</p> <p>・その通りです。</p>
---	--

意見・質問	回答
9. 全体を通して	特になし